

6 浅農第312号
令和7年2月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浅川町長 江田 文男

市町村名 (市町村コード)	浅川町 (075043)
地域名 (地域内農業集落名)	袖山 (袖山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

鳥獣被害防止対策が必要。
地区の農業従事者は70歳前後と高齢のため、担い手の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

袖山地区は水稻栽培が主なので、経営農地集約化を目指し、耕作しやすいようにする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.06 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現在離農する人はいないが、近い将来に備え、なるべく早く認定農業者を推薦し、集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

現在考えてはいないが、集約化の段階では活用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現状維持。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

当集落では水田の土質や地形の環境などにより水稻以外の作物の栽培は適していないと思われるため、水稻での新たな担い手の確保が必要。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現段階では考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置をするなど、イノシシ等の被害が拡大しないように対策する。

③ローン、無人草刈り機などを導入し共同利用する。

⑦多面的機能支払交付金の組織活動により保全・管理を行う。